

平成29年5月23日(火)
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

1問 定型約款の変更の要件に関して、「相手方の一般の利益」(第548条の4第1項第1号)とは、具体的にどのような場合を想定しているのか、また、「変更の必要性、変更後の内容の相当性等の変更に係る諸事情に照らして合理的なもの」という要件(同項第2号)については、具体的にどのような判断基準となるのか、法務当局に問う。

(答)

1 変更の可否の判断基準

改正法案においては、定型約款準備者が相手方と合意をすることなく一方的に契約の内容を変更する「定型約款の変更」の要件として、①「定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するとき」であるか、②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的な変更であるときであることを要するものとしている(第548条の4第1項)。

2 「相手方の一般の利益に適合するとき」の意義

このうち、①「相手方の一般の利益に適合するとき」とは、特定の相手方の利益に適合することでは足りず、変更の内容が相手方全員の利益に適合する場合を意味するものである。この場合に、相手方の合意がなくても一方的に契約の内容を変更することができることとしたのは、通常、相手方が変更に合意するといえるからである。

この具体例としては、例えば、継続的に一定のサービスを有料で提供する契約において、顧客である相手方が支払義務を負う金額を減額する場合のほか、定型約款準備者が提供するサービスの内容を拡充する場合などが想定されている(注)。

3 「変更の必要性、変更後の内容の相当性等の変更に係る諸

事情に照らして合理的なもの」の判断基準

また、②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的な変更であるときを「定型約款の変更」の要件としたのは、法令の変更や経済情勢・経営状況に変動があったときなどに、それに対応して定型約款を変更する必要性があるため、契約の目的に反しないこと等の厳格な要件の下で、このような変更も許容すべきものと考えられるからである。

そして、変更に係る事情に照らして合理的な変更であるときという要件については、「変更に係る事情」として、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容が例示されていることからも明らかだとおり、事業者側の事情のみならず、相手方の事情も含めて総合的に考慮した上で、客観的にみて「合理的」であるといえなければならない。したがって、相手方の事情として、変更後の契約内容が顧客にどのような不利益をどの程度与えるのか、その軽減措置が図られているのか、軽減措置の効果がどの程度のものであるのかといったことを考慮することは当然である。

(注) 「『一般的』利益」との表現を加えたのは、ある特定の顧客にとっての利益といったものを個々的に考慮する趣旨でないことを明らかにするものである。

(参照条文)

改正案	現行
<p>(定型約款の変更)</p> <p><u>第五百四十八条の四 定型約款準備者</u> は、次に掲げる場合には、定型約款の 変更をすることにより、変更後の定型</p>	<p>(新設)</p>

約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意することなく契約の内容を変更することができる。

二 定型約款の変更が、相手方の一般的利益に適合するとき。

三 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

平成29年5月23日(火)
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

2問 定型約款の変更に関して、インターネットを利用できない方へのその周知は具体的にどのような方法によるのか、法務当局に問う。

(答)

1 定型約款の変更内容の周知

改正法案においては、定型約款の変更をするには、第548条の4第1項各号に掲げる実体的な要件のほか、定型約款準備者は、定型約款を変更する旨と変更後の定型約款の内容や変更の効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならないこととされている(同条第2項)。そして、第548条の4第3項では、定型約款の変更が相手方一般の利益に適合する場合に当たらない場合において、効力発生時期が到来するまでにこの周知をしなかったときには、相手方保護の観点から、変更の効力は生じないこととされている。

2 インターネットを利用できない方への周知

この「周知」とは、広く知らせることを意味するものである。

相手方にインターネットを利用できない方が含まれている場合であっても、その方も、他の者を介するなどして、変更後の定型約款の内容等を知り得るから、直ちにインターネットの利用以外の方法によることまで必要となり、例えば、書面等による個別の通知が必要になるわけではないと考えられる。また、この定型約款の変更は契約の締結後に行われるものであるため、相手方の住所等が判明しないケースもあるが、そのようなケースにおいては、インターネットを利用した周知は安価で効果的なものとして評価をすることも可能である。

3 相手方への不利益の大きな変更について

もつとも、定型約款の変更には多様なものが含まれ得るから、インターネットを利用した周知では足りないケースもあるものと考えられる。例えば、顧客の不利益を軽減する措置が取られており、その措置があるからこそ定型約款の変更が合理的であるということができるといったケースにおいては、顧客の年齢層などの属性などにもよるが、各顧客に個別に書面で通知をし、軽減措置を実行する機会を与えなければならないこともありますと解される。

4 結論

このように、定型約款の変更に当たっては、個別の事案に応じて、適切な方法による周知を行うことが求められているものであり、その趣旨を十分に周知してまいりたい。

平成29年5月23日(火)
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

3問 保証の規定に限らず、民法を国民一般に分かりやすいものとするために、更なる検討が必要ではないか、法務当局に問う。

(答)

1 国民一般に分かりやすい民法

裁判実務においては、多数の事件について民法を解釈・適用する中で、膨大な数の判例が蓄積されてきている。さらに、確立した学説上の考え方方が実務で広く受け入れられ、不文のルールとして解釈の前提となっているものも多い。

しかし、それらの中には、条文からは必ずしも容易に読み取ることのできないものも少なくないため、法律の専門家でない国民一般にとっては、民法が定める基本的なルールが分かりにくい状態となっている。

そのため、改正法案においては、民法のうち取引社会を支える最も基本的な法的インフラである契約に関する規定を中心とし、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うだけでなく、これに加えて、国民一般に分かりやすいものとする観点からの見直しも行うこととしたものである。

○ 2 今後の対応

民法を国民一般に分かりやすいものとするとの観点は重要であり、今後とも、社会経済の変化を踏まえて、裁判例や学説上の考え方の一つであったものが実務に広く受け入れられて、確立したルールとなり、それが基本的なルールに該当する判断するに至ったときは、その明文化を検討することはあり得ると考えられる。

もっとも、民法の債権関係の規定は、取引社会を支える最も基本的な法的インフラであることから、その規定内容の見直しは取引社会に多大な影響を及ぼすおそれがあるなど、そ

の改正に伴う社会的なコストは大きなものとなり得る。

そのため、法務省としては、社会経済の変化への対応の必要性と改正に要するコストを勘案しつつ、改正法案の施行後の状況を注視した上で、更なる民法改正の必要性について、検討してまいりたい。

平成29年5月23日(火)
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

4問 今回規定された公正証書の作成という入口のコントロールをすり抜けて、保証せざるを得なくなった方についての責任制限の制度を導入することについて、法務当局の見解を問う。

(答)

1 責任制限の導入の見送り

法制審議会においても、個人保証人の責任を事後的に減免する法的な仕組みを設けることの当否が検討されたものと承知している。

これに対しては、①保証債務の額が保証人の資力を超えている場合には、その超過部分は元々回収することができないのであるから、債務の減免等を認めて債権者を害することはないこと、②負担している債務が保証債務のみである者は、このような仕組みを導入することによって破産等の手続によらずに生活再建を図ることが可能となることなどの理由を挙げて、賛成する意見もあった。

しかし、他方で、①破産等の手続によらずに裁判所が保証人の資産状況を適切に把握することは困難であり、保証債務が保証人の資力に比して過大となっているかどうかの基準の設定も容易ではないこと、②保証人の責任が事後的に減免されることがあるとなると、その可能性を念頭に融資をせざるを得なくなり、主債務者の信用を補完するという保証の持つ機能が低下し、その結果、円滑な資金調達に支障が生ずるおそれがあるといった理由を挙げて、このような仕組みに反対する意見も強く主張された。

法制審議会においては、このような議論を経た上で、円滑な資金調達に支障が生ずる懸念を払拭することができないことを重く見て、最終的に、保証人の責任の範囲を事後的に制限する法的な仕組みを設けることは見送ることとされたと承

知している（注）。

2 結論

これを踏まえ、改正法案においても、個人保証人の責任そのものを限定する規律を設けることとはしていないのであり、保証人の責任を強制的に減免するなどして事後的に制限する法的な仕組みの創設については、慎重な検討が必要であるものと認識している。

（注）全国銀行協会及び日本商工会議所を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」は、平成25年12月、事業が破綻した場合における保証債務の整理の在り方等を定める「経営者保証に関するガイドライン」を作成し、公表している。金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」と「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、経営者保証に関するガイドラインの趣旨や内容を踏まえた適切な対応を求めている。

平成29年5月23日(火)
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

5問 変動後の法定利率は、民法に直接規定しなくとも、法務大臣が告示するということは可能であるから、変動後の法定利率について告示等をすることは考えられないのか、法務当局に問う。

(答)

改正法案では、当初の法定利率を3パーセントと定めた上で、法定利率の変動の仕組み自体を規定している。他方で、その変動後の数値自体は、将来の不確定な数値に基づいて算出される○ものであるため、法律では具体的にこれを規定していない。

そして、(委員御指摘のとおり)改正法案では、法務大臣が、「基準割合」(注1)を告示(国の場合には官報によるのが通常。(注2))することとはしているが、変動後の法定利率自体を告示することとはしていない。

もっとも、改正法案の仕組みの下では、法定利率が変動することが確定してから現に変動するまでの間には、1年程度の期間の猶予がある(注3)。そのため、実際に法定利率が変動する場合には、法務省としては、この猶予期間内に、官報によつてする周知にとどまらず、より国民に伝わり易い方法によって十分な広報を行い、変動後の法定利率がどのようなものとなるのかを国民各層に対して十分に周知していく所存である。

(注1) 基準割合は、法務省令で定めるところにより、過去5年間(各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月)における短期貸付けの平均金利の合計を60で除して計算した割合(0.1パーセント未満の端数は切り捨て)として法務大臣が告示するものをいうもの。

(注2) 告示(内閣府設置法第7条第5項・第58条第6項、国家行政組織法第14条第1項)とは、公の機関が意思決定または事実を一般に公に知らせる形式であり、国の場合には官報(国籍法第10条第1項等参

照），地方公共団体の場合には公報に登載するのが通常である（宇賀克也『行政法概説Ⅰ（第5版）』（有斐閣、2013）8頁）。

（注3）改正法案においては、基準割合は、法定利率を見直す年の前々年の12月までの金利を元に算出することになっており、基準割合の告示は、法定利率を見直す年の前年の1月以降にすることになる。告示の具体的な時期は法務省令で今後定める予定であるが、法定利率の変動が生ずる場合には、1年程度の周知期間が必要であるとの指摘を踏まえ、仮に各期が4月1日から始まる事を想定した場合には、例えば、前年の3月中には告示することとすることを想定している。

（参照条文）

改 正 案	現 行
（法定利率） 第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>その利息が生じた最初の時点における法定利率による。</u>	（法定利率） 第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>年五分とする。</u>
<u>2 法定利率は、年三パーセントとする</u>	（新設）
<u>3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるとところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。</u>	（新設）
<u>4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。</u>	（新設）

5 前項に規定する「基準割合」とは、
法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

(新設)

○国家行政組織法

第十四条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

2 略

○国籍法

第十条 法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならない。

2 略

平成29年5月23日(火)
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

6問 中間利息控除について、被害者の逸失利益を現在価値に割り戻すと考えると、今の低金利下においては3パーセントでも高いのではないか、法務当局に問う。

(答)

1 中間利息控除についての改正法案の規定

改正法案においては、法定利率の適用場面に関する現状の制度の枠組みを維持することとし、中間利息の控除を行う際には、損害賠償の請求権の発生時点、例えば、交通事故の場合であれば事故の時点を基準時として、その時点における法定利率を適用することとしている(第417条の2)。

2 法定利率よりも低くすることの問題点

(委員御指摘のとおり)、被害者保護の観点から、中間利息控除に用いる利率については、法定利率よりもさらに引き下げるべきではないかとの意見があったことは、承知している。

もっとも、法定利率は、交通事故の損害賠償に関してみて、一方で遅延損害金の割合に用いられ、他方で逸失利益の中間利息控除に用いられるなど、その適用場面は一様でない。

したがって、このうち、中間利息控除に用いる利率のみを引き下げるることは、かえって不公平感を増すことにもなる上、その引下げ幅によっては損害賠償額が著しく高額化しそぎるという問題が生じ、現在の損害賠償実務を混乱させるおそれもある。

さらに、運用利率を参照するといつても、厳密に言えば、運用主体の属性や状況、想定される運用期間等によって異なるものであり、その制度趣旨を踏まえた適切な数値の設定が極めて困難である。

そこで、改正法案においては、中間利息の控除を行う際の利率として、法定利率を用いることとしたものであり、このことには合理性があるものと考えている。

平成29年5月23日(火)
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

7問 暴利行為についての規定を設けることについて、今後も検討を続けるべきではないか、法務当局に問う。|

(答)

1 暴利行為について

法制審議会においては、古い判例を参考に、暴利行為を無効とする明文の規定を設けることが検討された(注2)。

しかし、何をもって暴利行為というかを抽象的な要件で規定すると、取引への萎縮効果が生ずるとして、経済団体を中心明文の規定を設けることに反対する意見があった。また、近時の下級審裁判例では、暴利行為として無効となる範囲が広がりつつあるとの見方もある。すなわち、近時の下級審裁判例を分析し、契約を無効とするかどうかの判断に当たつては、利益の絶対的な大きさだけでなく、相手方がそのような負担を課せられる理由の存否のほか、相手方の財産状態、さらには主観的態様等も考慮しているとして、「著しく過当な利益」という要件ではなく、「不当な利益」という要件とする方がより適切であるとの指摘もあった。

このように、無効とされるべき暴利行為の内容が確立しているとはいひ難い現状において、このような近時の裁判例をも踏まえてその要件を適切に設定することは困難であり、必ずしも予測可能性を確保するという目的を達することはできない上、現時点で一定の要件を設定することで将来の議論の発展を阻害しかねないとも考えられた。

2 結論

そこで、改正法案においては、法制審議会における議論の状況を踏まえ、暴利行為に関する規定を設けることはせず、引き続き、個別の事案に応じた現行法第90条の解釈に委ね

ることとしたものである。

3 今後の見通しについて

このように、暴利行為の明文化については、暴利行為という法理自体を否定的に評価する立場だけでなく肯定的に評価する立場からも、あるべき要件を具体的に設定することの困難さが指摘されているといえる。

したがって、暴利行為に関する明文の規定を設けるには、少なくとも、具体的な事案を前提とした最高裁判例や下級審裁判例が蓄積し、これについての学説上の議論が積み重ねられて、暴利行為についての適切な要件設定の議論が可能となることが必要であると考えられる。

以上によれば、暴利行為については、引き続き、個別の事案に応じた現行法第9.0条の解釈に委ねることとした判断には、現状においても合理性があると考えられ、暴利行為を明文化することについては、今後の実務運用の進展等を踏まえた慎重な検討が必要であると考えている。

平成29年5月23日(火)
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

8問 消費者あるいは契約弱者に関する一般的なルールを民法に取り入れることは可能ではないか、また、このようなルールを民法に取り入れるべきではないか、法務当局に問う。

(答)

法制審議会においては、市民社会の構成員が多様化し、構成員の間には経験、知識等において格差が生じていることなどから、「消費者」の概念を民法に取り入れるかどうか、取り入れる場合にこれらの概念をどのように定義するか、取り入れる場合にどのような規定を民法に設け、どのような規定を特別法に委ねるのか等が議論された(注1)。

また、ご指摘のように、このような観点からは、消費者以外の属性に基づく弱者についての特別なルールを設けることも検討の対象となり得るものと考えられる。

しかし、民法は、私法の一般法であり、そのことを踏まえると、取引当事者の情報や交渉力の格差の是正を図るなど消費者の保護それ自体を目的とする規定を設けるのであれば、特別法である消費者契約法によるなど、問題とされている弱者の属性に応じた特別法によってその保護を図るのが基本になるものと考えられる(注2)。

そこで、改正法案においては、消費者や契約弱者に関するルールを設けることとはしないこととしたものである。

(注1) 中間的な論点整理においては以下のような記載があった。

○ 中間的な論点整理第62、2「2 消費者契約の特則」

仮に消費者・事業者概念を民法に取り入れることとする場合に、例えば、次のような事項について消費者契約(消費者と事業者との間の契約)に関する特則を設けるという考え方があるが、これらを含め、消費者契約に適用される特則としてどのような規定を設ける

必要があるかについて、更に検討してはどうか。

- ① 消費者契約を不当条項規制の対象とすること（前記第31）
- ② 消費者契約においては、法律行為に含まれる特定の条項の一部について無効原因がある場合に、当該条項全体を無効とすること（前記第32、2(1)）
- ③ 消費者契約においては、債権の消滅時効の時効期間や起算点について法律の規定より消費者に不利となる合意をすることができないこと（前記第36、1(4)）
- ④ 消費者と事業者との間の売買契約において、消費者である買主の権利を制限し、又は消費者である売主の責任を加重する合意の効力を制限する方向で何らかの特則を設けること（前記第40、4(3)）
- ⑤ 消費貸借を諾成契約とする場合であっても、貸主が事業者であり借主が消費者であるときには、目的物交付前は、借主は消費貸借を解除することができるものとすること（前記第44、1(3)）
- ⑥ 貸主が事業者であり借主が消費者である消費貸借においては、借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることができるとすること（前記第44、4(2)）
- ⑦ 消費者が物品若しくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約を締結する際に、これらの供給者とは異なる事業者との間で消費貸借契約を締結して信用供与を受けた場合は、一定の要件の下で、借主である消費者が供給者に対して生じている事由をもって貸主である事業者に対抗することができるとすること（前記第44、5）
- ⑧ 賃貸人が事業者であり賃借人が消費者である賃貸借においては、終了時の賃借人の原状回復義務に通常損耗の回復が含まれる旨の特約の効力は認められないとすること（前記第45、7(2)）
- ⑨ 受任者が事業者であり委任者が消費者である委任契約においては、委任者が無過失であった場合は、受任者が委任事務を処理するに当たって過失なく被った損害についての賠償責任（民法第650条第3項）が免責されること（前記第49、2(3)）
- ⑩ 受託者が事業者であり寄託者が消費者である寄託契約においては、寄託者が寄託物の性質又は状態を過失なく知らなかつた場合は、これによって受託者に生じた損害についての賠償責任（民法第6

- 61条) が免責されるとすること（前記第52，5(1)）
- ⑪ 消費者契約の解釈について、条項使用者不利の原則を採用すること（前記第59，3）
- ⑫ 繼続的契約が消費者契約である場合には、消費者は将来に向けて契約を任意に解除することができるとしていること（前記第60，2(3)）

(注2) 法制審議会においては、消費者という概念を民法に取り入れることに対しては、情報や交渉力の格差が生じうる場合は当事者が消費者である場合に限られないことや、法律の適用関係などがわかりにくくなることを指摘して反対する意見があった。また、経済団体を中心に、民法に規定を設ける場合には概括的な規定なる結果、本来規制すべきでないものについてまで規制することになるとして、反対する意見もあった。

(対大臣・副大臣・政務官)
5月23日(火) 参・法務委

民事局 作成
糸数 慶子 議員(沖縄)

9問 民法を社会経済の実情に合ったものにするため、
今後は、120年という長いスパンではなく、必要
に応じて民法の債権法の分野について見直しを行つ
ていくつもりはあるか、法務大臣に問う。

[前提・社会経済の変化への対応の重要性]

- 民法制定以降これまでの間における我が国社会・経済情勢は、取引量が劇的に増大するとともに、取引の内容が複雑化・高度化する一方で、情報伝達の手段が飛躍的に発展したことなど、様々な面において著しく変化しており、今回の改正法案は、このような社会経済の変化に対応することを目的としている（注）。

(注) 社会・経済の変化への対応を図る観点からの主な改正項目としては、
①職業別の短期消滅時効の特例を廃止すること等による時効期間の統一化、②年5パーセントの法定利率の年3パーセントへの引下げ及び市中の金利動向に合わせた変動制の導入、③事業用融資の保証人になろうとする個人についての公証人による保証意思確認手続の創設、④定型約款に関する基本的な規律の創設等を挙げができる。

- 今後も、民法を社会経済の変化に対応させていくことは重要であると認識。

[法律の安定性]

- 他方で、民法の債権関係の規定は、取引社会を支える最も基本的な法的インフラであることから、その規定内容を変更することに伴う社会的なコストにも留意が必要である。

〔結論〕

そこで、法務省としては、社会経済の変化への対応の必要性と改正に要する社会的なコストを勘案しつつ、改正法案の施行後の状況を注視した上で、更なる民法改正の必要性について、検討してまいりたい。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 ■■■ 携帯電話 ■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)
5月23日(火) 参・法務委

民事局 作成
糸数 慶子議員(沖縄)

10問 今回は債権法の分野の改正だが、民法総則、物権法について部分的な改正は行われたものの、全面的な改正は行われていない。さらに、法制審議会から1996年(平成8年)に答申された家族法分野についても部分的な改正にとどまっている。これらの分野について、今後改正の予定があるのか、法務大臣に問う。

○ [結論(民法全般について)]

・ 今回の改正対象以外の分野においても、民法を社会経済の変化に適切に対応させていくことは重要であると認識しており、例えば、相続法制の分野については、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、法制審議会民法(相続関係)部会において、平成27年4月から調査審議が進められているところ。

・ 今後とも、具体的な改正の必要性を見極めながら、個別に見直しを検討してまいる所存。

○ [平成8年答申について]

・ なお、(ご指摘の)平成8年の法制審議会答申では、選択的夫婦別氏制度を導入することや、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げること等が盛り込まれたところ。

[夫婦別氏制度について]

・ このうち、選択的夫婦別氏制度の導入については、我が国の家族の在り方に深く関わる事柄であり、国民の大半の理解を得て行うべきものと考えており、今後も引き続き国

民各層の意見を幅広く聞くとともに、国会における議論の動向を注視しながら、慎重に対応を検討する必要があるものと考えている。

〔婚姻開始年齢について〕

- 他方、婚姻開始年齢については、平成21年の民法の成年年齢に関する法制審議会においても、「民法の成年年齢を引き下げる場合には、婚姻適齢については男女とも18歳とすべきである。」とされたところ（注）であり、民法の成年年齢の引下げと併せて検討する必要があるものと認識。
- 民法の成年年齢を18歳に引き下げる内容の民法改正案については、現在、法案提出に向けた準備作業を進めているところであり、適切な時期に法案を提出する考え。

（注）法制審議会民法成年年齢部会が取りまとめた「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」から抜粋

（参考）平成28年9月2日記者会見での大臣の御発言

○ 大臣：ただいまの御質問について、まず、四つ挙げられましたが、最初の婚姻について、婚姻の適齢について、年齢については、平成8年の法制審議会から、男女とも18歳とすべきであるという答申を得ております。そして、先ほど申し上げた平成21年の民法の成年年齢に関する法制審議会においても、民法の成年年齢を引き下げる場合には、婚姻適齢については、男女とも18歳とすべきであるとされたところであります。法制審議会に対して諮問をした立場にあるわけでございますから、法制審議会の答申は、尊重すべきものと考えておりますが、これらの経緯を踏まえますと、婚姻適齢の問題につきましても、民法の成年年齢の引下げと併せて検討をしていく必要があるものと認識しております。

（参考）過去の答弁例

平成29年3月9日参議院法務委員会

国務大臣（金田勝年君）：成年年齢を十八歳に引き下げるという内容の民法改正案につきましては、これまで私も記者会見等で述べてまいりましたが、早ければ今国会に提出することも一つの選択肢であると申し述べてきました。そういう状況に変わりはないのであります。

いずれにしましても、法務省としては、適切な時期に民法改正案を提出する考えであります。従前どおりであります。

糸数慶子君：適切な時期にということなんですが、この適切な時期とはいつなんでしょうか。

国務大臣（金田勝年君）：私から法務省の所管事務を全体を見渡しておりまして、今法案に係る課題が非常に密集しているというんでしょうか、たくさんございます。そういう中で、しっかりとそれらを仕上げていくという思いを持って拝見しておりますので、そういう思いを込めた、そして今国会に早ければ提出するということを述べてまいりましたが、そういう中でご理解を賜りたいと思います。

【責任者：民事局 堂薦官房参事官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]】